

(別紙③)

令和3年7月6日
令和4年2月10日
令和4年3月2日一部改正

高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症
病原体検査の疑義照会について (改正箇所は太字二重下線)

兵庫県高齢政策課

(受検対象者)

Q1. 受検資格に、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の有無は要件となるか。

A1. ならない。ワクチン接種の有無に関わらず対象者となる。

Q2. 従事者について正規雇用職員のみが対象となるか。

A2. 非正規雇用職員も対象となる。

Q3. 対象施設・事業所に併設する介護サービスの従事者はすべて対象となるか。

A3. 対象施設・事業所の利用者と接する者が対象。

例) 老健【対象施設】に併設の訪問リハ【対象外事業所】の職員(専従)

① 老健入居者と接する場合→**対象**

② 老健入居者と接しない場合→**対象外**

Q4. 従事者について併設事業所で兼務している場合は、所属をどのようにすれば良いか。

A4. いずれか1つのサービスで登録すること。

※ 複数の登録は不可。

Q5. 従事者について直接雇用職員のみが対象となるか。

A5. 直接雇用職員だけでなく、厨房職員、清掃員、ドライバー等の利用者と接する機会がある委託職員も対象となる。

(検査の実施)

Q6. 検査実施について、期間内（令和3年2月～3月下旬）であれば、何度でも受検することが可能か。

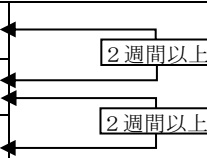
A6. ① 検体採取については、施設・事業所単位で最短2週間に1回予約可能。
ただし、施設・事業所内で2グループに分けて実施する場合、1グループごとに最短2週間に1回実施可能。

② 従事者の受験については、1月に最大2回受検可能。

ただし、②について、前回検体採取日から次回検体採取日までは原則、2週間経過してから実施すること。

例)

月	回数	検体採取日
2月	1回目	2月21日
3月	1回目	3月10日
	2回目	3月25日



Q7. 検体採取日にシフトの関係で出勤が難しい場合、検体採取日以前に採取しても良いか。

A7. 検体採取日に採取する必要がある（検査キットの性質上、検体の保存期間の関係）。

シフト等の関係で、当日採取が難しい場合は、次回の検体採取日を管理者と相談の上、調整していただきたい。

(検査結果)

Q8. ワクチン接種後に当該検査を行い、それにより陽性判定となる可能性はあるか。

A8. ワクチン接種による陽性反応はない。

Q9. 当該検査で陽性判定となれば、直ちに新型コロナウイルス陽性者となるか。

A9. 当該検査は、感染症法に基づく行政検査ではなく、任意検査であるため、陽性判定から新型コロナウイルス陽性者というわけではない。陽性者か否かの判断は、医師が行うことから、陽性判定時には、改めて医師の診断を受ける必要がある。

※ 陽性時の対応については、別紙②「兵庫県が実施する病原体検査で陽性判定となった場合の対応について」を参照

Q10. 当該検査で陽性判定となった後に、医療機関受診に係る費用負担についてはどうするか。

A10. 当該検査は、公費にて実施するが、当該検査で陽性となった後の医療機関への受診は当該公費負担の対象外。

※ 通常の医療機関受診と同じ取扱いとなる。